（様式第22）（第17条関係）

【サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン用】

令和　　年　　月　　日

一般社団法人環境パートナーシップ会議

代表理事　星野　智子　殿

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

令和７年度地域環境保全対策費補助金

（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門））

資金調達支援状況報告書

資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、資金調達が完了しましたので、令和７年度地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門））交付規程（令和７年４月28日制定。以下「交付規程」という。）第17条の規定に基づき、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資金調達支援計画番号 |  |

支援対象事業者の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業者名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者TEL |  |
| 担当者E-Mail |  |

１．ガイドライン、適合性報告シート

　資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり、環境省が策定するサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2024年版）と適合することを確認しました。

【サステナビリティ・リンク・ボンドの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである/望ましい/  奨励される | ✓ |
| 1. **KPIsの選定** | | | |
| ✔KPIsは企業発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルであるべきであり、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及び／又はガバナンスの課題に対応し、また経営陣のもとで管理されるべきである。 | 1-原則 | べきである |  |
| ✔KPIsは以下であるべきである。  ・企業発行体のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、かつ、発行体の現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義のあるもの。  ・発行体全体のサステナビリティ戦略又は方針と整合的であり、かつ、その発行体にとって最もマテリアルな戦略的側面を反映しているもの。例えば、KPIは戦略／方針の開示に含まれるかそれをサポートするものであり、特にCO2排出削減が困難なセクター（hard-to-abate sector）については移行計画によってサポートされるものである。  ・一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの。  ・外部からの検証が可能なもの。  ・ベンチマーク化が可能であるもの、すなわち、SPTsの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り外部参照情報又は定義を活用するもの。 | 1-原則 | べきである |  |
| ✔投資家が、選定されたKPIsの過去のパフォーマンス評価を行うことができるように、発行体は可能な場合には、過去の年次報告書やサステナビリティ・レポート、国が決定する貢献（NDC）等にかかる不定期又は非年次な報告書に含まれているKPIsを選定することが奨励される。 | 1-原則 | 奨励される |  |
| ✔過去に開示されたことのないKPIsである場合には、発行体は可能な限り、KPIsの値に関して少なくとも過去３年分の外部検証された値を提供すべきである。 | 1-原則 | べきである |  |
| ✔KPIsの選定の際には、技術的な進歩と規制環境の変化にも配慮すべきである。 | 1-原則 | べきである |  |
| ✔発行体は、KPIs選定の根拠及びプロセスに関する情報、及び発行体のサステナビリティ戦略におけるKPIsの位置付けを、投資家に明瞭に説明することが望ましい。 | 1-原則 | 望ましい |  |
| ✔KPIsは明確に定義されるべきで、また、適用対象範囲（例：SPTの対象となる発行体のCO2排出量の割合）、及び、計算方法論（例：KPIsとなるCO2排出量が原単位排出量の場合はその分母の明確な定義）、ベースラインの定義に関する情報を含めるべきである。 | 1-原則 | べきである |  |
| ✔実現可能な場合には、科学的根拠に基づく計算、又は業界基準／国際的に広く認知されたデータに対するベンチマーク化（例：SMARTの法則－具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、かつ期限設定を意識して設定）がなされるべきである。 | 1-原則 | べきである |  |
| ✔発行体は少なくとも１つの中核的なKPIを選択することが奨励される。（二次的なKPIを設定する場合には、当該KPIは原則として、中核的なKPIを補完するものと考えるべきである。） | 1-解説(2) | 奨励される |  |
| 1. **SPTsの設定** | | | |
| ✔SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならず、発行体はSPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報を開示すべきである。 | 2-原則(1) | べきである |  |
| ✔SPTsは以下のように野心的であるべきである。  ・各KPIs値の重要な改善を表し、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオを超えるものであり、  ・可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報と比較し、  ・企業発行体の場合には全体的なサステナビリティ／ビジネス戦略と整合し、  ・債券発行前（又は発行時）に設定された時間軸に基づき決定されている。 | 2-原則(1) | べきである |  |
| ✔目標は複数のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきである。  ・発行体自身の最低でも過去３年分のパフォーマンス。実現可能な場合には選択したKPIsに関する測定実績が、また、可能な場合には選択したKPIの将来の予測情報が望ましい。  ・発行体の同業他社等との比較。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的な位置付けについて（平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスのパフォーマンス水準なのか）、若しくは現在の業界又はセクター基準と比較した相対的位置づけ。  ・科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値（例：炭素予算等）の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式の目標（気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標（SDGs）、昆明・モントリオール生物多様性枠組等）の体系的な参照、若しくは広く認知されたBAT（利用可能な最良の技術）又は発行体の環境・社会課題に関連性のあるターゲットを決定するためのその他指標の体系的な参照。 | 2-原則(1) | べきである |  |
| ✔目標は、最低限、国・地域・国際的な公式目標に沿ったものを設定すべきである。また可能であれば、これらで設定されている目標の水準を超えることを目指すべきである。例えば、気候関連の目標は「科学的根拠に基づく」シナリオに沿って設定されるべきである。 | 2-解説(2) | べきである |  |
| ✔目標設定に関する開示は、以下について明示すべきである。  ・目標達成に関するタイムライン（目標確認期日／期間、トリガー事象及びSPTsの頻度を含む）  ・関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は参照値、及びそのベースライン又は参照値が採用された根拠（日付／期間を含む）  ・関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整が生じるのかに関する説明  ・可能な場合には、競争又は秘密保持に配慮した上で、発行体がどのようにSPTsを達成するのか（例えば発行体のESG戦略、戦略を支えるESGガバナンスと投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類、及び予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すことを通じて説明すること。）  ・想定される場合には、SPTsの達成に影響を及ぼし得る、発行体が直接的に管理することができない他の重要な要因 | 2-原則(2) | べきである |  |
| ✔目標設定について、発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針又はプロセスの文脈の中で説明することが奨励される。 | 2-原則(2) | 奨励される |  |
| ✔サステナビリティ・リンク・ボンドの信頼性向上の観点から、発行体は、自身が事前に設定したSPTsを達成するために想定しうる手段や取組について、競争上の検討事項や守秘義務に配慮する事項等を踏まえながら言及することが望ましい。 | 2-解説(3) | 望ましい |  |
| ✔発行体は、関連する内部の検証プロセスやスタッフの専門性も含め、そうした専門性を細かい点に至るまで十分に文章化することが望ましい。 | 2-原則(3) | 望ましい |  |
| ✔発行体が専門性等を記した文書は投資家に開示・説明されるべきである。 | 2-原則(3) | べきである |  |
| 1. **債券の特性** | | | |
| ✔債券の財務的及び／又は構造的特性の変化は、当初のサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものとすべきことが望ましい。また、発行体自身のサステナビリティ向上に向けて、十分なインセンティブとして機能するものであることが必要である。 | 3-原則(1) 3-解説(2) | 望ましい |  |
| ✔SPTsが測定不可能、又は達成状況が十分に確認できない場合の代替方法について説明すべきである。 | 3-原則(2) | べきである |  |
| ✔サステナビリティ・リンク・ボンドには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報は適切に管理されるべきである点に留意を要する。 | 3-原則(2) | べきである |  |
| 1. **レポーティング** | | | |
| ✔サステナビリティ・リンク・ボンドの発行体は、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべきである。  ・選択したKPIsのパフォーマンスに関する最新情報（関連する場合には、ベースラインを含む）  ・SPTsに対するパフォーマンス、それによる債券の財務的及び／又は構造的特性への影響、及び、その影響が発生するタイミングを概説した、SPTに関する検証保証報告書  ・投資家がSPTsの野心度を測るために有用なあらゆる情報（例：発行体のサステナビリティ戦略や関連するKPI／ESGガバナンスの情報の更新、並びにより一般的なKPIs／SPTsの分析に関連する情報等）。 | 4-原則 | べきである |  |
| ✔レポーティングは、定期的に、少なくとも年１回、並びにサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的及び／又は構造的特性の調整につながり得るSPTsに対するパフォーマンスの評価に関連する場合は随時、公表されるべきである。 | 4-原則 | べきである |  |
| ✔発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドであることを表明する場合には、関連する情報を一般に開示すべきである。 | 4-解説(1) | べきである |  |
| 1. **検証** | | | |
| ✔発行体は、最後のSPTのトリガー事象判定日に達した後まで、年１回、並びにサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的及び／又は構造的な特性の調整につながり得るSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際は随時、監査法人又はサステナビリティコンサルタントなどの関連した専門的知見を有し適格な外部レビュー機関 より、各KPI値の各SPTに照らしたパフォーマンスについて独立した外部検証（例：限定的保証、又は合理的保証等）を受けるべきである。 | 5-原則 | べきである |  |
| ✔SPTsに対するパフォーマンスに係る外部検証は、公開情報として開示されるべきである。 | 5-原則 | べきである |  |

【サステナビリティ・リンク・ローンの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | しなければならない/  べきである/望ましい/  奨励される | ✓ |
| ✔サステナビリティ・リンク・ローンの借り手は、KPIsの選定の根拠（すなわち、事業との関連性やマテリアリティ、借り手のビジネス全体にとって中核的か否か等）、及び、SPTs設定の背景（すなわち、野心度、ベンチマーキングアプローチ、当該SPTsを借り手がいかに達成するつもりか）を貸し手に明確に伝えるべきである。 | 原則 | べきである |  |
| ✔借り手は、上記の情報を借り手自身の包括的な目的、サステナビリティ戦略、方針、サステナビリティ・コミットメント、及び／又はサステナビリティに関するプロセスの文脈に位置づけることが奨励される。 | 原則 | 奨励される |  |
| ✔借り手は、準拠しようと努めるサステナビリティ基準又は認証に関して、貸し手に知らせることが奨励される。 | 原則 | 奨励される |  |
| 1. **KPIsの選定** | | | |
| ✔何よりもまず、KPIは借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルでなければならず、また、自社の属する産業セクターに関連するESG課題に対応するものでなければならない。 | 1-原則 | しなければならない |  |
| ✔KPIsは、以下でなければならない。  ・借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、並びに、借り手の現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義があるもの。  ・一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの。  ・ベンチマーク化が可能であること（すなわち、SPTの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り、外部参照情報又は定義を活用する）。 | 1-原則 | しなければならない |  |
| ✔借り手はKPIsの明確な定義を提示すべきであり、その定義は、適用対象範囲やパラメーター、及び計算の方法論、ベースラインの定義を含めるべきである。実現可能な場合には業界基準及び／又は同業他社とベンチマーク化がなされるべきである。 | 1-原則 | べきである |  |
| 1. **SPTsの設定** | | | |
| ✔SPTsは真摯かつ誠実に設定され、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があり、かつ野心的であり続けなければならない。 | 2-原則(1) | しなければならない |  |
| ✔ローン期間中の各年について、KPI毎に年次のSPTを設定することが望ましい。 | 2-原則(1) | 望ましい |  |
| ✔SPTsは野心的であるべきで、以下の要素を考慮すべきである。  ・各KPIs値の重要な改善を表し、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオと規制上要求される目標の両方を超えるものであり、  ・可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報と比較し、  ・借り手の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、  ・ローンの組成前又は組成時にあらかじめ設定された時間軸に基づいて決定される。 | 2-原則(1) | べきである |  |
| ✔いかなるSPTsも直近のパフォーマンス水準に基づくべきであり、以下のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきである。  ・借り手自身の最低でも過去３年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択したKPIsに関する測定実績が望ましい。  ・借り手の同業他社等との比較。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的位置付けについて（平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスのパフォーマンス水準なのか）、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け。  ・科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値（例：炭素予算等）の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標（気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標（SDGs）等）の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術やESGテーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照。 | 2-原則(1) | べきである |  |
| ✔目標や基準値等の普及の程度や性質（努力目標なのか、最低限達成すべき数値なのか、等）を踏まえ、当該目標や基準値を参照する理由や野心度について、丁寧に説明することが望ましい。 | 2-解説(2) | 望ましい |  |
| ✔目標設定に関して貸し手に情報を提供する際には、以下について明確に言及するべきである。  ・目標達成に関するタイムライン（目標確認期日、トリガー事象、及びSPTsのレビュー頻度を含む）  ・関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は科学に基づく参照値、及び当該ベースラインや参照値を利用する根拠（日付／期間を含む）  ・関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整、及び／又はKPIs及びその後のSPTsの再計算が行われるか。  ・可能な場合には、競争上の検討事項及び秘密保持に配慮した上で、借り手がどのようにSPTsを達成するのか（例えば、借り手のESG戦略、戦略を支えるESGガバナンスと投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類、及び予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すことを通じて説明すること等。）。  ・SPTsの達成に影響を及ぼし得る、借り手が直接的に管理することができない他の重要な要因。  適切なKPIsとSPTsは、取引ごとに、借り手と貸し手グループの間で決定及び設定するべきである。 | 2-原則(2) | べきである |  |
| ✔サステナビリティ・リンク・ローンの信頼性向上の観点から、借り手は、自身が事前に設定したSPTsを達成するための想定しうる手段や取組について競争上の検討事項や守秘義務に配慮する事項等を踏まえた上で言及することが望ましい。 | 2-解説(6) | 望ましい |  |
| ✔借り手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るために、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果を、ウェブサイト等を通じて一般に開示する事が望ましい。 | 2-解説(9) | 望ましい |  |
| 1. **ローンの特性** | | | |
| ✔サステナビリティ・リンク・ローンの主な特性は、経済的な結果が、選択し事前に定義したSPTsを満たすかどうかに連動することである。借り手自身のサステナビリティ向上に向けて、十分なインセンティブとして機能することが必要である。 | 3-原則 3-解説(1) | **-** |  |
| 1. **レポーティング** | | | |
| ✔借り手は、少なくとも年１回、ローンに参加する貸し手に以下を提供すべきである。  ・貸し手がSPTsのパフォーマンスをモニタリングし、SPTsが引き続き野心的で借り手のビジネスに対し関連性がある状態に変わりないことを判断するために十分な最新の情報。  ・当該年のSPTsに対するパフォーマンスと、融資の経済的特性について関連する影響、及びその影響が発生するタイミングについて概説した検証報告書を添付したサステナビリティ確認書。 | 4-原則(1) | べきである |  |
| ✔サステナビリティ・リンク・ローンの市場では透明性が特に重視されるため、借り手は、SPTs算出及び／又は仮定の前提となる方法論の詳細を含む、SPTsに関連する情報を一般に開示することが奨励される。 | 4-原則(2) | 奨励される |  |
| 1. **検証** | | | |
| ✔借り手は、最後のSPTのトリガー事象判定日に達した後まで、サステナビリティ・リンク・ローンの経済的特性の調整につながり得るSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際は随時、各KPIの各SPTに対するパフォーマンス水準について、独立した外部検証を取得しなければならない。 | 5-原則 | しなければならない |  |
| ✔検証はサステナビリティ・リンク・ローン原則に必要な要素であり、監査機関（限定的保証又は合理的保証による）、環境コンサルタント、及び／又は独立格付機関等の、関連する専門的知見を有する適格な外部レビュー機関が実施すべきである。 | 5-原則 | べきである |  |
| ✔SPTsに対するパフォーマンスの検証は、適時に貸し手と共有されなければならず、適切な場合は、一般に開示されなければならない。 | 5-原則 | しなければならない |  |

２．グリーンボンド等の資金調達概要報告シート

資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり報告します。

１．資金調達情報概要

|  |  |
| --- | --- |
| グリーンボンド等の名称 |  |
| 発行体/借り手名・　　　　　支援対象事業者名 |  |
| 発行/調達金額・発行/調達通貨 |  |
| 条件決定日・  発行/調達日 |  |
| 利率 |  |
| その他条件等 |  |
| 利払日 |  |
| 償還期日・（年限） |  |
| 信用格付 |  |
| 引受幹事会社 |  |
| 発行条件決定/ローンの契約締結・実行等に関する公表の有無（金融機関のHP/予定も含む）  （公表済みの場合）  資金調達情報公表URL |  |

２．グリーンボンド等の概要/フレームワーク等情報

|  |
| --- |
| 選定したKPIsの内容（別紙での説明も可） |
| （KPIsの内容） |
| （KPIs選定理由） |
| フレームワークにおける上記以外のKPIsの内容 |
|  |
| SPTsの内容（別紙での説明も可） |
|  |
| SPTsの野心性の判断理由 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 債券又はローンの特性 | |
| ※SPTs達成/未達成における債券又はローンの特性の変化内容について記載してください。 |
| レポーティング |
|  |
| 検証 |
| ※今後の検証の予定を記載してください。 |
| 外部レビューの付与状況 |
| ※付与した外部レビュー（及び様式第23）を添付書類として提出してください。  （外部レビュー機関）  （外部レビューの種類） |
| グリーンボンド等を発行/調達した動機と今後のグリーンボンド等の発行/調達の展望 |
|  |

３．その他（任意回答・非公表）

|  |
| --- |
| 組成にあたって苦労した点 |
|  |
| 組成にあたって工夫した点 |
|  |

注　本報告シートの記載項目は、グリーンファイナンスポータル等に転載される予定はありませんが、機密事項に該当する情報が含まれる項目については（非公表）などと補記してください。ただし、「非公表」と記載している項目等については、個別公表はしませんが、分析等に使用し、当該分析結果等については、匿名性を確保した上で統計データ等として公表することがありますので、必要に応じて環境省にご相談ください。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名　　　：  　責任者名　　：  　担当者名　　：  　ＴＥＬ　　　：  　Ｅ－ｍａｉｌ： |

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名　　　：  　責任者名　　：  　担当者名　　：  　ＴＥＬ　　　：  　Ｅ－ｍａｉｌ： |